

会 議 等 結 果 報 告 書			
会議区分	会 議	・打合せ・協議	文書番号 150
			決裁期日 平成17年5月26日
名 称	第1回政策調整会議		
日 時	平成17年5月26日(木)午後1時00分～午後3時50分		
場 所	役場 審議室		
出席者	別紙：出席者名簿のとおり		
内 容	別紙のとおり		

開 会 (田浦課長)

議長あいさつ (植田助役)

- ・ 事務局から提案のあった2事案とラベンダーハイツからの協議事項を協議する。
- ・ 政策調整会議における協議事項のあり方について協議する。

【協議事項】

1 平成18年度総合計画実施計画策定に伴う要望事業について

(1) 継続事業について

[事務局から提案説明]

- ・ H17実施計画書策定後、2ヶ月しか経過していないので変更事業はほとんどないと認識している。今までのように、全部の投資的事業を一から調査することは考えていない。
- ・ 実施年度、事業費、事業内容、財源等に変更のあった事業のみ調査する。
- ・ 変更事業の調査様式は、今までの様式で行う。(第2表個別事業費の内容)
- ・ 変更事業は、変更理由(任期様式)を添付してもらう。

[協議内容]

- ・ 調査照会文書に修正要因・理由書を添付する旨を追加すること。
- ・ 行革がらみで所管課に対する調査が多いことから報告期日を調整すること。

(2) 新規事業について

[事務局から提案説明]

- ・ 実施計画要望事業の調査様式(第1表・第2表)で調査するのではなく、政策調整会議用の協議書様式で提出されるよう依頼する。

- ・ 事業計画書、現状・課題・解決方法の資料を添付依頼する。
- ・ 協議事項について事務局と精査調整後、政策調整会議で協議し、実施等を位置付ける。

[協議内容]

- ・ 課題の全てを政策調整会議で協議するのではなく、所管課で整理され熟度が高まった重要事項について協議する。
- ・ 熟度が低く整理されていない事案は、所管課と事務局で調整し、熟度を高めてから協議するものとする。事務局は所管課と綿密な調整を図ること。

【総括】

- ・ 通知文修正後、5月31日課長会議で調査依頼する。

2 当面する行政課題について

(1) 継続課題について

[事務局から提案説明]

- ・ 平成16年度までの継続課題について、再協議の有無を精査いただきたい。
- ・ 所管課で処理中の課題は再協議の必要がないと考える。
- ・ 行革実施計画で別に進行管理している項目は、政策調整会議(企画財政課)で管理する課題から除きたい。
- ・ 所管課のみで完結できる項目は一覧から除きたい。

[協議内容]

- ・ 現在、事務局で抱えている行政課題については、重要課題・横断的課題・通常業務で処理する課題などに整理し、処理顛末する。
- ・ 行政課題については、説明責任を果たすことは当然だが、横断的、重要度、行政推進していくものに区分されるが、政策調整会議を横断的な意見交換の場として利用されたい。
- ・ 行政課題整理のシステム化が必要 事務局で素案作成する。
EX. 行政進行管理する課題、 所管課で完結する課題、 政策調整会議での協議課題などを交通整理し進行管理する。

(2) 新規事案について

[事務局から提案説明]

- ・ 政策調整会議用の協議書様式で提出されるよう依頼する。
- ・ 事業計画書、現状・課題・解決方法の資料を添付依頼する。
- ・ 提出後、政策調整会議で協議し、実施等を位置付ける。

[協議内容]

- ・ 予算を伴う行政課題は企画財政課と調整のこと。
- ・ 国施策、道政策の補助制度で実施していた事業が中止となる場合、町で財政

負担し継続するかどうかなど、今後、検討しなければならない課題発生が予測される。

【総括】

- ・ 5月31日課長会議で調査依頼する。
- ・ 行政課題整理のシステム(フロー)素案を事務局で作成する。
- ・ 継続課題については、所管課での処理顛末結果(事務局調整)を次回会議に報告し、政策調整会議での要否を決定する。

3 協議事項について

(1) ラベンダーハイツ施設整備基本計画について

[ハイツから提案説明]

- ・ レジユメにより概要説明。

[協議内容]

- ・ ユニット化改築の補助制度はない。
- ・ 改築内容は民間ニーズを考慮する必要がある。
- ・ ユニットケア・ユニット改築の方針・目的を再構築すること。
- ・ 「かみん」との利用サービス比較から浴場整備を早急に組み立てること。
- ・ ハイツの最終目途・方向性を明確にして改修すべき。
- ・ 介護報酬はH17.7頃に引き下げ改正の見込み。

【総括】

- ・ ユニットケア・ユニット改築の方針・目的を再構築後、再協議する。
- ・ 浴場整備について素案がまとまり次第協議する。